

おくやみ ハンドブック

栗東市

令和6年度版



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

令和6年10月発行

発行:栗東市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。

相続は、専門家への 相談からはじめよう。

相続について「どこへ何を相談したらよいかわからない」という方へ。
まずは相続の専門家である当事務所へご相談ください。当事務所
には、相続専門のベテランスタッフが在籍しています。あなたの
相続を、正確に、最速で完了させるお手伝いができます。

年間 **100** 件以上の
相続相談実績があります

 司法書士
ハヤブサ法務事務所

代表司法書士 **山内 大輔**



当事務所への相談はこんな方におすすめです

平日、役所にも、
銀行にも行く
時間がない……



check!

01 時間と手間のかかる 作業を代行

面倒な戸籍収集作業をはじめ、相続登記、銀行・証券会社の手続きまで様々な
諸手続きを代行可能。

子どもが将来
同じ目にあうのは
避けたい……



check!

02 将来を見据えた提案

相続財産のかしい処分方法や、将来の
相続に備えた対策をご提案いたします。

何を相談すべきか
わからない……



check!

03 分野外でも相談OK

税理士と連携し、気になる相続税のご相談
にも対応しています。その他の士業とも連携
していますので、何でも相談いただけます。

{ じっくり
60分 }

初回相談 無料

相談対応は司法書士が直接行い、お一人お一人の悩みに、
真摯に向き合います。「畑違いかな」と思っても、まずは
お気軽にお問い合わせください。

出張相談・土日相談も承っております。

※1

※2



※1 遠方の場合は要日当・交通費 ※2 要事前予約



司法書士
ハヤブサ法務事務所

ご予約はこちらから

☎077-516-4306

駐車場完備

受付時間 平日 9:00~18:00

〒525-0065 滋賀県草津市橋岡町42-5
<https://souzoku-hayabusa.com/>



市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である	●世帯主の変更(変更届)		☐	総合窓口課	6
	印鑑登録をしている・住民基本台帳カードを持っている	●印鑑登録証・住民カード・住民基本台帳カードの返納		☐	総合窓口課	6
年金	国民年金に加入している	国民年金の手続き ●死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求		☐	保険年金課	6
	国民年金または厚生年金を受給している	●年金受給者死亡届出、未支給年金の請求 ●遺族厚生年金の請求(必要書類の案内のみ)		☐	保険年金課	7
	共済年金・企業年金・国民年金基金等を受給している	各共済組合や、年金証書等に記載されている関係機関へ直接お問い合わせください。				
健康保険	国民健康保険に加入している	国民健康保険の手続き ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請		☐	保険年金課	8
	後期高齢者医療保険に加入している	後期高齢者医療保険の手続き ●被保険者証などの返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の支給申請および振込口座の変更 ●保険料の精算		☐	保険年金課	8
福祉医療	福祉医療費助成(マルフク)を受給している	●受給券の返納		☐	保険年金課	9
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	介護保険の手続き ●介護保険料の精算 ●介護保険被保険者証および各種証の返還 ●振込口座の変更 ●介護保険認定申請取下書の届出		☐	長寿福祉課	9
	高額介護サービス費等の支給を受けている	●振込口座の変更		☐	長寿福祉課	9
	緊急通報システムを利用している	●廃止の手続き、緊急通報装置の返還		☐	長寿福祉課	10
	認知症高齢者等事前登録を利用している	●廃止の手続き		☐	長寿福祉課	10
税金	市税(市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税)を納めている	●相続人代表者の指定及び現所有者の届出		☐	税務課	10
	未登記家屋を所有している	●未登記家屋の名義変更		☐	税務課	10
	納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	●今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止等)		☐	税務課	11
自動車・バイク	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●廃車手続き・名義変更		☐	税務課	11

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
障がい	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳	●各種障がい者手帳の返還申請 ●手帳の返納		☐	障がい福祉課	12
	次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当、特別児童扶養手当	●資格喪失届		☐	障がい福祉課	12
	自立支援医療受給者証 (更生医療、育成医療、精神通院) を お持ちの方	●受給者証の返還 ●受給者証返還届(精神通院)		☐	障がい福祉課	12
子ども	児童手当の支給要件児童または 受給者である	(児童手当の支給要件児童の方) ●受給事由消滅届または額改定届 (児童手当を受給している方) ●受給者変更手続き、 未支払児童手当請求手続き		☐	子育て支援課	13
	児童扶養手当の支給対象児童または 受給者である	(児童扶養手当の支給対象児童の方) ●資格喪失届または額改定届 (児童扶養手当を受給している方) ●受給者死亡届・未支払手当請求書		☐	子育て支援課	13
上下水道	上下水道使用契約者である方	●使用契約者の変更 ●料金支払方法の変更 ●使用中止等の連絡		☐	上下水道課	13
住宅	市営住宅・改良住宅に入居している	●市営住宅入居承継承認申請書の提出 ●市営住宅返還届の提出 ●市営住宅同居者変更届出書の提出		☐	住宅課	14
	戸建住宅でひとり暮らしをしている	●空き家についての相談		☐	住宅課	14
墓地	市営墓地の使用者である	●墓地の承継の届出		☐	環境政策課	14
	市営墓地へ納骨する	●墓地への納骨の届出		☐	環境政策課	15
畜犬	犬を飼っている	●所有者の変更届		☐	環境政策課	15
森林	森林を所有している	●森林法第10条の7の2第1項の規定による 届出		☐	農林課	15
ごみ	ごみの処理(持込)をしたい方	●環境センターに自己搬入		☐	環境政策課	16
農地	農地を相続(遺産分割、包括遺贈又は 相続人に対する特定遺贈を含む) された方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出		☐	農業委員会 事務局	16

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		☐	大津家庭裁判所 家事受付係 ☎077-503-8151
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	草津警察署 草津市野村三丁目1番11号 ☎077-563-0110
	軽自動車	名義変更・廃車等		☐	軽自動車検査協会 滋賀事務所 守山市木浜町2298番地の3 ☎050-3816-1843 FAX 077-584-2387
	普通自動車	税金に関する手続き		☐	滋賀県自動車税事務所 守山市木浜町2298番地の2 ☎077-585-7288 FAX 077-585-7299
		名義変更・廃車等		☐	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地の5 ☎050-5540-2064
	バイク(125cc超)	名義変更・廃車等		☐	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地の5 ☎050-5540-2064
	パスポート	返納		☐	滋賀県パスポートセンター 大津市におの浜一丁目1番20号 ☎077-527-3323 FAX 077-527-3329
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社 等
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	大津地方法務局 大津市京町3丁目1番1号 ☎077-522-4671
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	草津税務署 草津市大路2丁目3番45号 ☎077-562-1315
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局

亡くなられた方の戸籍・住民票等について

死亡届出後、死亡の記載が証明に反映されるまで日数がかかります。特に、本籍地以外にお届けされた場合は、1週間以上かかることが見込まれますので、死亡の記載がされた戸籍(除籍)謄本が必要であれば、予め本籍地の市役所にお問い合わせいただき、請求してください。

※住民票除票や除籍謄本はコンビニで発行できません。

なお、コンビニで取得された証明書は交換、手数料の返金できませんのでご了承ください。内容をよくご確認くださいのうえ、操作をお願いします。

亡くなられた方の住民票除票について

- 住民票除票の写しの請求は、権利の行使や義務の履行に必要である方、国・地方公共団体に提出する必要がある方に限られており、同一世帯であった方でも、これらに該当しない場合は除票の写しを受け取ることができません。請求の際には、正当な理由があることが確認できる書類をご用意ください。

例) 保険金の受け取りのため亡くなられた方の除票を請求する場合、請求者が受取人であることがわかる保険証書

- 亡くなられた方の除票に、マイナンバー(個人番号)の記載はできません。

死亡の記載がされた戸籍(除籍)謄本について

- 亡くなられた方の配偶者、直系血族(親・子・孫など)ご本人で、顔写真付きの本人確認書類をお持ちであれば、本籍地が栗東市でなくとも、戸籍(除籍)謄本の広域交付が可能です。なお、請求される場合は、出生から死亡までの間の、どの部分の戸籍が必要かあらかじめ提出先にご確認ください。

例) 死亡の事実が確認できる戸籍のみ、出生から死亡までの連続した戸籍 など

- 亡くなられた方の配偶者、直系血族以外の方からの請求の場合は、本籍地に請求してください。直系血族からの委任状がない際には、戸籍を請求する正当な理由や続柄が確認できる資料が必要な場合があります。
- 栗東市諸証明サービスコーナーでの戸籍に関する証明書は、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)と個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍附票以外は発行できません。また、年末年始と祝日を除く月・水・金曜日の開所となっておりますのでご注意ください。

※郵便局の簡易生命保険(証書上の保険金額が100万円を超えるもの)に加入されていた場合などで「死亡届記載事項証明書」が必要となる場合があります。

請求される際は「保険証書」と、受取人以外が請求される場合は受取人からの「委任状」をご用意ください。

※いずれも本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)と手数料が必要です。

栗東市役所 総合窓口課 ☎077-551-0110 FAX 077-553-0250

委任状

(受任者・代理人) 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

私は上記の者に 住 民 票 謄 ・ 抄 本

住 民 票 記 載 事 項 証 明 書

戸籍全部・一部事項証明書

(戸 籍 謄 ・ 抄 本)

除 籍 ・ 原 戸 籍

戸 籍 附 票

身 元 証 明 書

その他 ()

通の交付申請に関する手続きを
委任します。

転入・転出・転居・本人通知制度・その他 ()

マイナンバーカード

住民基本台帳用暗証番号 (数字 4 桁)

--	--	--	--

署名用電子証明書

(英数字 6 ～ 1 6 桁)

※アルファベットは全て大文字、誤入力防止のため、上段にフリガナを記載してください。

※マイナンバーカードの手続きを委任する場合は暗証番号を記載し、封筒等に封入してください。

に関する手続きを委任します。

請求事由 :

提 出 先 :

※戸籍関係書類 (戸籍謄・抄本、身元証明書等) が必要な方は、下記も必ずご記入ください。

本 籍 滋賀県栗東市

筆 頭 者

年 月 日

(委任者) 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

(署名又は記名押印)

注意: 委任状は委任者本人がすべて記入してください。

コピーしてご使用ください。

市役所での手続き

世帯主である

手続き・持ち物

●世帯主の変更(変更届)

3人以上の世帯で世帯主が死亡したとき

- ☐ 本人確認書類(運転免許証等)
- ☐ 届出人が死亡された方と別世帯の場合
は、委任状

受付窓口

●総合窓口課

☎077-551-0110 FAX 077-553-0250

期限

- ▶変更が必要な方は、できるだけ速やかに

印鑑登録をしている・住民基本台帳カードを持っている

手続き・持ち物

●印鑑登録証・住民カード・ 住民基本台帳カードの返納

- ☐ 死亡された方のカード

※マイナンバーカード(通知カードを含む)
については、相続や納税、死亡保険金の
支払い等において提示を求められる場
合がありますので、返納の必要はありま
せん。

受付窓口

●総合窓口課

☎077-551-0110 FAX 077-553-0250

期限

- ▶お時間のある時
印鑑登録証(住民カード)・住民基本台帳カード
をお持ちの方が死亡された時点でカードは失効
されています。

国民年金に加入している

死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求

手続き・持ち物

国民年金の手続き

●死亡一時金、遺族基礎年金、 寡婦年金の請求

請求者によって、戸籍などの必要書類が異
なります。

故人の基礎年金番号のわかるもの(年金
手帳等)をご用意の上、右記までお問い合
わせください。

受付窓口

●保険年金課 年金係

☎077-551-0112 FAX 077-553-0250

または草津年金事務所 お客様相談室

☎077-567-2220 FAX 077-562-9638

期限

- ▶死亡一時金…死亡日の翌日から2年以内
- ▶遺族基礎年金請求…5年以内

任せて安心!

滋賀・栗東 相続遺言相談室



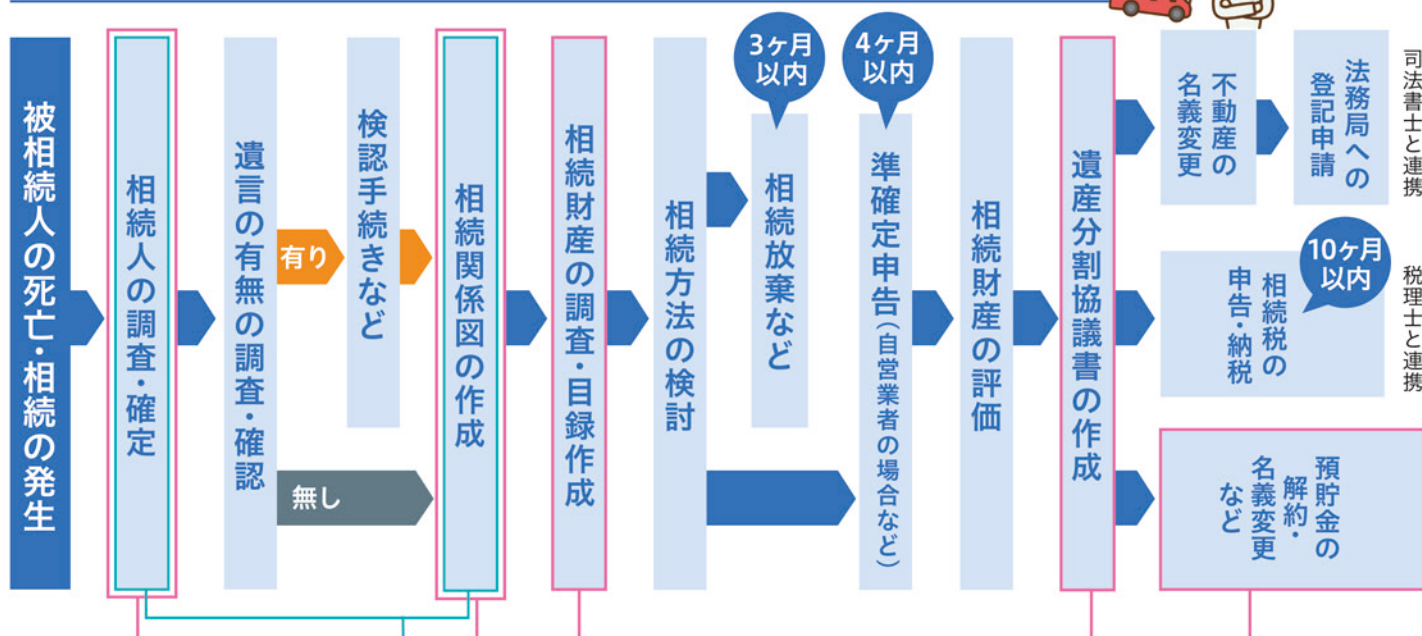
当事務所では、**相続にまつわる様々な調査・書類作成・申請・手続きを丸ごとお手伝いいたします。**
またパートナー士業と連携をした、総合的なサポート体制ですので**ワンストップで解決**できます。

相続手続きが必要な方の中には、仕事が忙しい、交通手段がないなど様々なご事情により後回しにされる方も…。しかし、**相続には期限があるものもございますので、**まずは気軽にお電話ください。

時間外対応・無料出張相談にも対応しております。



相続手続きってこんなにも工程が! / 相続手続きの流れ



司法書士と連携

税理士と連携

相続手続きを
まとめてお任せいた
だけのサービスをご
用意しております。

戸籍収集サポートプラン

33,000円～(税込)

- 戸籍謄本・附票・住民票等取得
(被相続人/出生～死亡・相続人/現在)
- 相続関係図作成

相続手続一式サポートプラン

報酬は遺産総額により
お見積りいたします

- 預貯金調査(残高証明・取引履歴)
- 有価証券(残高・端株調査)
- 不動産資料収集・調査
(登記情報・地積測量図・公図・評価証明)
- 財産目録の作成
- 金融資産の解約

戸籍収集
サポート
プラン

安心
サポート宣言

滋賀湖南地域無料出張

初回相談無料

事前予約で日・祝対応

パートナー士業と連携

相続手続き以外にも生前対策・家族信託もお任せください。まずはお電話から
滋賀・栗東相続遺言相談室

運営: 根来行政書士事務所



ねごろ
代表/行政書士 根来 章
所属 滋賀県行政書士会 第95271756号

0120-172-690

TEL.077-554-3330 FAX.077-554-3340

〒520-3031 栗東市糺5丁目4-21 栗東駅より徒歩約5分

受付時間
9:00～19:00(平日・土曜)

滋賀・栗東相続遺言相談室

検索

<https://www.souzoku-shiga.com/>



国民年金または厚生年金を受給している

年金受給者死亡届出、未支給年金の請求(国民年金、厚生年金)、遺族厚生年金の請求(厚生年金)

手続き・持ち物

●**年金受給者死亡届出、未支給年金の請求(国民年金、厚生年金)**
請求者によって、戸籍などの必要書類が異なります。(故人が栗東市に住民登録されていた場合、栗東市役所で手続きが可能です)
故人の基礎年金番号のわかるもの(年金手帳、年金証書、年金振込通知書等)をご用意の上、右記までお問い合わせください。

●**遺族厚生年金の請求(厚生年金)**
請求者によって、戸籍などの必要書類が異なります。(請求先は草津年金事務所ですが、市役所でも請求に必要な書類の案内のみ可能です)

故人の基礎年金番号のわかるもの(年金手帳、年金証書、年金振込通知書等)をご用意の上、右記までお問い合わせください。

受付窓口

●保険年金課 年金係
☎077-551-0112
FAX 077-553-0250
または
草津年金事務所
お客様相談室
☎077-567-2220
FAX 077-562-9638

期限

- ▶手続きが遅れると、年金を多く受け取りすぎることとなり、返還を求められる場合もありますので、年金を受け取っている方が亡くなった場合は、速やかにお手続きください。
- ▶未支給年金請求…5年以内
- ▶遺族厚生年金請求…5年以内

共済年金・企業年金・国民年金基金等を受給している

各共済組合や、年金証書等に記載されている関係機関へ直接お問い合わせください。



国民健康保険に加入している

手続き・持ち物

国民健康保険の手続き

- 被保険者証・各種認定証の返納
- ☐ 被保険者証、各種認定証(対象者のみ)
- 葬祭費の支給申請
- ☐ 喪主の方の預金通帳またはキャッシュカード
- ☐ 喪主であることがわかるもの
(葬儀の領収書や会葬御礼はがきなど)

受付窓口

- 保険年金課
国民健康保険係
☎077-551-1807
FAX 077-553-0250

期限

- ▶ 被保険者証の返納…
速やかに
- ▶ 葬祭費の支給申請…
葬祭を行った日の翌日から
起算して2年以内

後期高齢者医療保険に加入している

後期高齢者医療保険に加入している方が亡くなられたときの手続きです

手続き・持ち物

後期高齢者医療保険の手続き

- 後期高齢者医療被保険者証などの返納 ● 葬祭費の支給申請
 - 高額療養費等の支給申請および振込口座の変更
(該当の場合には申請書を郵送します)
 - 保険料の精算
 - ☐ 後期高齢者医療被保険者証
限度額適用・標準負担額減額認定証など交付を受けていた
場合は一緒に返却ください。
 - ☐ 会葬はがきや葬儀の領収書など、喪主または施主の氏名が
確認できるもの
 - ☐ 喪主または施主の預貯金通帳
 - ☐ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 注意: 代理人が申請する場合は、委任状と代理人の方の身分を
証明するものが必要

【高額療養費について】

亡くなられた方の1か月の医療費の自己負担が自己負担限度額
を超えていた場合には、超えた額が高額療養費として相続人へ
払い戻しされます(※申請が必要)。

- ☐ 相続人名義の預貯金通帳

【保険料について】

既に支払った保険料が支払うべき保険料より多い場合は、相続
人に還付されます。逆に、支払った保険料が支払うべき保険料よ
り少ない場合は、相続人が支払うこととなります。

- ☐ 相続人(喪主または施主と同一である必要はありません)の
預貯金通帳

受付窓口

- 保険年金課
高齢者医療係
☎077-551-0361
FAX 077-553-0250

期限

- ▶ 葬祭費の申請は、葬儀を
行った日の翌日から2年以内
- ▶ 高額療養費の申請は、医療
機関等へ支払いをしてから
2年以内

【注意】

相続人は、原則として法定相
続人となります。

法定相続人以外の方が申請
者になる場合は、疎明資料を
併せてお持ちください。疎明
資料とは、遺言公正証書、相
続財産管理人に選任された
ことを証する審判書などのこ
とです(写し可)。

福祉医療費助成(マルフク)を受給している

手続き・持ち物

- 受給券の返納
- 受給券(マルフク)

受付窓口

- 保険年金課 福祉医療係
- ☎077-551-0316
- FAX 077-553-0250

期限

- ▶ できるだけ速やかに

65歳以上または介護認定を受けている

手続き・持ち物

介護保険の手続き

- ① 介護保険被保険者証および各種証の返還
 - 介護保険被保険者証
 - 負担割合証(お持ちの方のみ)
 - 負担限度額認定証(お持ちの方のみ)
- ② 介護保険に関し後日送付する書類送付先の確認
- ③ 各種振込口座の変更
 - 振込口座の通帳写し(口座名義人および口座番号が確認できる部分)
- ④ 介護保険料の精算
【保険料について】
既に支払った保険料が支払うべき保険料より多い場合は、相続人に還付されます。逆に、支払った保険料が支払うべき保険料より少ない場合は、相続人が支払うこととなります。
 - 相続人(喪主または施主と同一である必要はありません)の預貯金通帳
- ⑤ 介護保険認定申請取下書の届出
※ 要介護(要支援)認定を申請中の方のみ手続きが必要

手続きができる人

- ・ 家族、相続人
- ・ 成年後見人、保佐人、補助人
- ・ 相続人から委任されている方

受付窓口

- 長寿福祉課 介護保険係
- ☎077-551-0281
- FAX 077-551-0548

期限

- ▶ 速やかに

高額介護サービス費等の支給を受けている

手続き・持ち物

- 振込口座の変更
- 振込口座が分かるもの

受付窓口

- 長寿福祉課 介護保険係
- ☎077-551-0281
- FAX 077-551-0548

期限

- ▶ 変更が必要な方は、できるだけ速やかに

緊急通報システムを利用している

手続き・持ち物

- 廃止の手続き、緊急通報装置の返還
- ☐ 緊急通報装置(本体およびペンダント押しボタン)

受付窓口

- 長寿福祉課 高齢福祉係
- ☎077-551-1940 FAX 077-551-0548

期限

- ▶ 亡くなられた場合や変更が必要な方は、できるだけ速やかに

認知症高齢者等事前登録を利用している

手続き・持ち物

- 廃止の手続き
- ☐ 栗東市認知症高齢者等事前登録変更届

受付窓口

- 長寿福祉課 地域支援係
- ☎077-551-0198 FAX 077-551-0548

期限

- ▶ 亡くなられた場合や変更が必要な方は、速やかに

市税(市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税)を納めている

手続き・持ち物

- 相続人代表者の指定及び
現所有者の届出
- ☐ 本人確認書類(運転免許証等)
- ☐ 被相続人と相続人代表者との関係がわかる書類(戸籍謄本、法定相続情報証明等)

受付窓口

- 税務課
- ☎077-551-0106 FAX 077-551-2010

期限

- ▶ できるだけ速やかに

未登記家屋を所有している

手続き・持ち物

- 未登記家屋の名義変更
- ☐ 家屋補充台帳名義変更申立書
- ☐ 遺産分割協議書の写し(相続の場合)
- ☐ 売買契約書の写し(売買の場合)

受付窓口

- 税務課 資産税係
- ☎077-551-0105 FAX 077-551-2010

期限

- ▶ できるだけ速やかに

納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)

手続き・持ち物

- 今後の納税に関する手続き・納付について
(口座振替の変更または廃止等)
- ☐ 本人確認書類(運転免許証等)
- ☐ 手続きいただく方が本人と別世帯であり、納税管理人、相続人代表者以外の場合は、納税管理人・相続人代表者の委任状

受付窓口

- 税務課 納税推進室
☎077-551-0107
FAX 077-551-2010

期限

▶できるだけ速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

手続き・持ち物

- 廃車手続き・名義変更
- ☐ 来庁される方の本人確認書類(運転免許証等)
- ☐ 手続きいただく方が死亡者と別世帯であり、納税管理人、相続人代表者以外の場合は、納税管理人・相続人代表者の委任状
- ☐ ナンバープレート(廃車の時)
※ナンバープレートを紛失されている場合は、弁償代として300円いただきます。

受付窓口

- 税務課 市民税係
☎077-551-0106
FAX 077-551-2010

期限

▶速やかに
※4月2日以降に廃車された場合は、1年間分の税金が発生します。(月割りはありません。)

メモ

次のいずれかを所有している

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

手続き・持ち物

- 各種障がい者手帳の返還申請
- 手帳の返納
- ☐ 各種手帳

受付窓口

- 障がい福祉課
- ☎077-551-0113
- FAX 077-553-3678

期限

▶ できるだけ速やかに

次のいずれかを受給している

・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当

手続き・持ち物

- 資格喪失届
- ☐ 特別児童扶養手当証書
- ☐ 未支払い分がある場合は通帳

受付窓口

- 障がい福祉課
- ☎077-551-0113
- FAX 077-553-3678

期限

▶ できるだけ速やかに

自立支援医療受給者証(更生医療、育成医療、精神通院)をお持ちの方

手続き・持ち物

- 受給者証の返還
- 受給者証返還届(精神通院)
- ☐ 自立支援医療受給者証

受付窓口

- 障がい福祉課
- ☎077-551-0113
- FAX 077-553-3678

児童手当の支給要件児童または受給者である

手続き・持ち物

(児童手当の支給要件児童の方)

- 受給事由消滅届または額改定届

(児童手当を受給している方)

- 受給者変更手続き、未支払児童手当請求手続き

- 受給者死亡の場合、配偶者の保険証、通帳、マイナンバーの分かるもの、本人確認書類(運転免許証など)、児童の通帳

受付窓口

- 子育て支援課

☎077-551-0114

FAX 077-552-9320

期限

- ▶ 児童が亡くなったときはできるだけ速やかに、受給者が亡くなったときは15日以内に

児童扶養手当の支給対象児童または受給者である

手続き・持ち物

(児童扶養手当の支給対象児童の方)

- 資格喪失届または額改定届

(児童扶養手当を受給している方)

- 受給者死亡届・未支払手当請求書

- 児童扶養手当証書、受給者死亡の場合は児童の通帳

※同居されている親族の方が亡くなった場合など、扶養義務者の所得等に変更が生じた時は、お問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援課

☎077-551-0114

FAX 077-552-9320

期限

- ▶ 児童が亡くなったときはできるだけ速やかに、受給者が亡くなったときは14日以内に

上下水道使用契約者である方

手続き・持ち物

- 使用契約者の変更

- 料金支払方法の変更

- 使用中止等の連絡

- 銀行預金通帳、銀行印(支払口座変更の場合)

受付窓口

- 上下水道課 管理係

☎077-551-0135

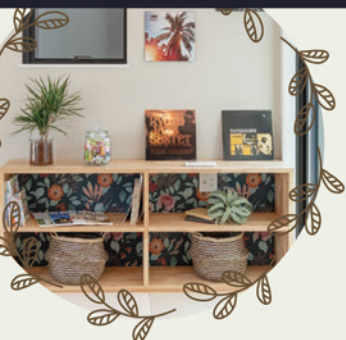
FAX 077-554-3866

期限

- ▶ 変更が必要な方は、できるだけ速やかに

【栗東にお住まいの方またはそのご親族】限定のご案内

無料相談は栗東市への地域貢献の一環として行っております。お気軽にお問い合わせください。



基本から個別のケースまで
専門家と直接話せる

そうぞくそうだんかい

個別 相続相談会



来店相談プレゼント

“相続”がよく分かる

資産レポート付
パンフレット &
チェックリスト

一部義務化 税務・登記手続き

費用・税金軽減の対策を
しながら各専門家の連
携により各手続きを
サポートします



資産を活用 オーナー運営

入居者の募集や管理等面
倒は一切不要で資産を残
しながらオーナー運営
が可能です

スピード重視 不動産買取

不用品撤去も仲介手数料
も不要。スピード重視の
方により良い買取条
件を提示します

査定
無料

やる
こと

実績多数 不動産売却

不動産については質の高い販
売活動で丁寧な販促・広告活
動(弊社負担)を行い「より
高い売却」を徹底的に
サポートします

私が相談員です

2024年スーモ
接客満足度評価

4.8 ※
獲得

一般社団法人つむぐ
滋賀支部長

うえだ 哲也
上田 哲也

相続コーディネーター / 相続資産ナビゲーター / 相続手続カウンセラー
相続士 / 宅地建物取引士 / 公認不動産コンサルティングマスター
住宅ローンアドバイザー



こんなお店で
お待ちしております

すぐの来店が不安な方は

電話・メール・LINE も OK
ご相談が何度でも無料

お手元のスマホで
すぐに相談できます



ここから
今すぐ相談

市営住宅・改良住宅に入居している

手続き・持ち物

(故人が名義人で、同居者が新たに名義人となる時)

●市営住宅入居承継承認申請書の提出

※名義人になれる同居者には、市営住宅・改良住宅それぞれ条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

(住宅を退去されるとき)

●市営住宅返還届の提出

(名義人でない同居人が亡くなったとき)

●市営住宅同居者変更届出書の提出

※それぞれの持ち物はお問い合わせください。

受付窓口

- 住宅課 住宅係
☎077-551-0347
FAX 077-552-7000

期限

▶できるだけ速やかに

戸建住宅でひとり暮らしをしている

手続き・持ち物

●空き家についての相談

☐ 戸建住宅にてひとり暮らしの方が死亡され、その住宅が空き家になる恐れがある場合等、空き家でお困りの際はご相談ください。

※空き家の売却や賃貸をお考えの場合、りっとう空き家バンク登録にて利活用者とマッチングできる制度があります。

受付窓口

- 住宅課 住宅係
☎077-551-0347
FAX 077-552-7000

期限

▶特にありませんが、空き家の管理等でお困りの場合はお早めにご相談ください。

市営墓地の使用者である

手続き・持ち物

●墓地の承継の届出

☐ 墓地使用許可証

※紛失の場合、再発行可能(手数料300円)

☐ 承継者世帯全員の住民票(原本)

☐ 被相続人の死亡が確認できる書類

※栗東市に住民登録がある場合は省略可能

☐ 承継者と被相続人の続柄を証明できる書類

※相続人が複数存在する場合、相続人と被相続人の続柄がわかる書類と、承継しない方の承諾書

☐ 手数料300円

※墓地使用許可証を再発行される場合、合計600円

受付窓口

- 環境政策課 生活環境係
☎077-551-0341
FAX 077-551-0148

期限

▶できるだけ速やかに

市営墓地へ納骨する

手続き・持ち物

- 墓地への納骨の届出
- ☐ 火葬許可証の原本
- ☐ 墓地使用許可証の写し

受付窓口

- 環境政策課 生活環境係
- ☎077-551-0341
- FAX 077-551-0148



犬を飼っている

手続き・持ち物

- 所有者の変更届
- ☐ 愛犬カード
- ☐ 犬の鑑札
- ※紛失の場合は、再交付が必要です(1頭あたり1,600円)
- ・栗東市で飼う→栗東市の窓口へ
- ・栗東市外で飼う→お住まいの自治体の畜犬登録窓口へ

受付窓口

- 環境政策課 生活環境係
- ☎077-551-0341
- FAX 077-551-0148

期限

- ▶ 所有者になった日から30日以内

森林を所有している

手続き・持ち物

- 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出
- ☐ 登記事項証明書または権利を取得したことが分かる書類(写し可)
- ☐ 土地の位置を示す図面

受付窓口

- 農林課 林務係
- ☎077-551-0125
- FAX 077-551-0148

期限

- ▶ 所有者になった日から90日以内

ごみの処理(持込)をしたい方

手続き・持ち物

●環境センターに自己搬入

事前に環境政策課で自己搬入申請をしてください。

※許可期間は最大2週間となります。

※自己搬入できないものもあります。

●搬入できる日・時間

月曜日・火曜日・金曜日

(祝日と年末年始12/29～1/3を除く)

午後1時～午後4時30分

申請受付窓口

●環境政策課 生活環境係

☎077-551-0341

FAX 077-551-0148

搬入先

●環境センター

☎077-553-1901

FAX 077-552-5933

農地を相続(遺産分割、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈を含む)された方

手続き・持ち物

●農地法第3条の3第1項の規定による届出

☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書

☐ 登記簿謄本(農地を相続された登記簿上の所有名義人の確認のため)又は、遺産分割協議書の写(農地の相続人の確認のため)

受付窓口

●農業委員会事務局

☎077-551-0319

FAX 077-551-0148

期限

▶権利の取得を知った日から
おおむね10か月以内に
届出

メモ

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

.....

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2

登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3

登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)

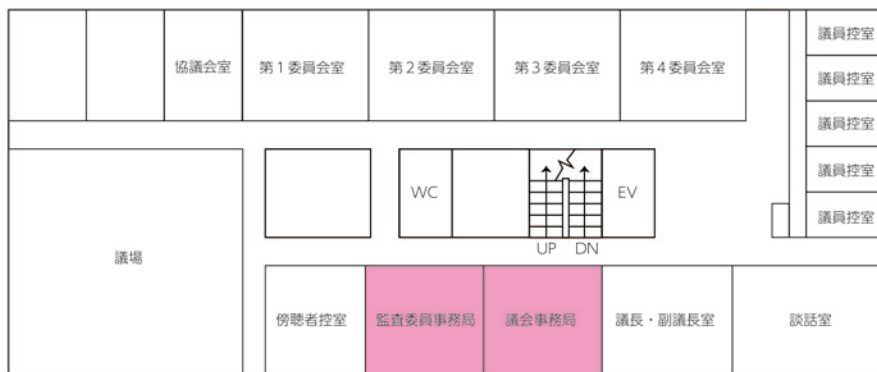


法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

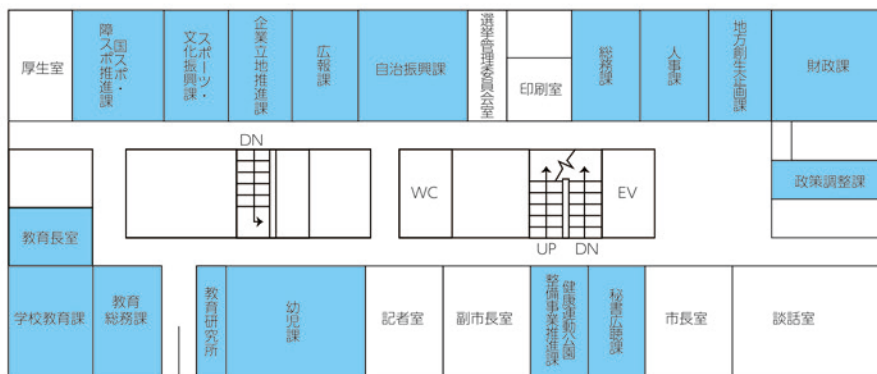
フロアマップ

5階

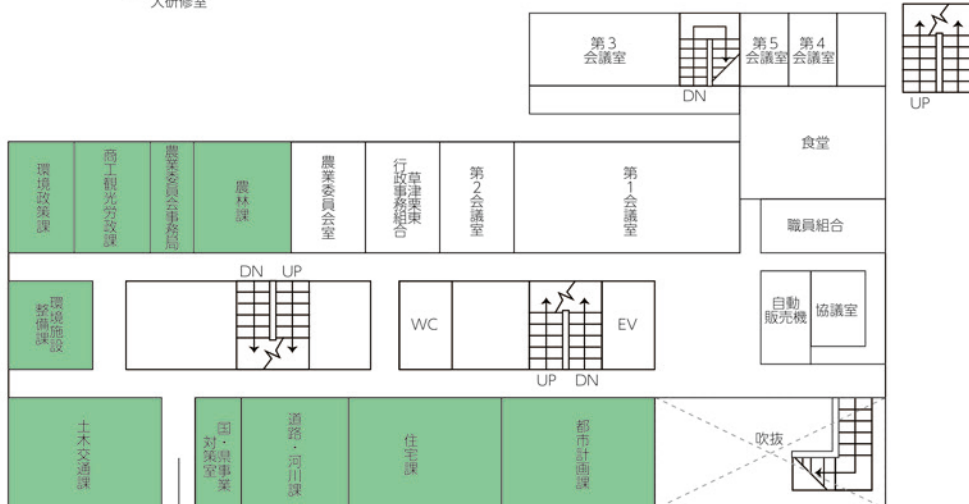
情報政策課



4階



3階



2階



1階

故人のご逝去を悼み、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします

葬儀が終わったら...

どのような**手続**を すればいいかご存知ですか？

ゆっくり時間をかけて相談できます

電話での簡単な相談も可能です

まずは気軽に
ご相談ください

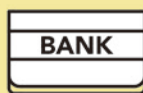
いろいろ聞けて
安心できるわ



まずは **無料個別相談**をご利用ください



不動産の名義変更
(相続登記)



預貯金などの
解約手続



相続不動産の
売却や管理



遺産分割協議



遺言に関する手続



相続放棄

葬儀が終わったら様々な手続が必要です。**期限のある手続**もございます。
事案に応じて、提携している**弁護士**や**税理士**と協同して対応させていただきます。

 **0120-881-831**

365日受付9:00~20:00 / 土日祝・夜間対応 / 出張相談可



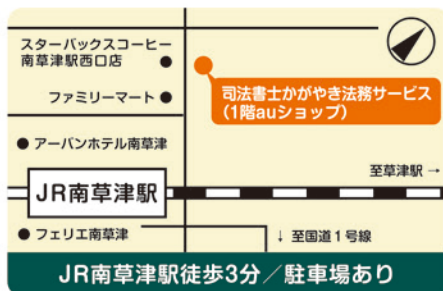
 司法書士かがやき法務サービス

草津市野路町683番地6-203号

LINEで相談



友だち追加して
トーク画面から
ご連絡ください。





「相続」は、一步間違えると
今まで仲の良かった家族や親戚が裁判の相手になることも。
杉本総合会計は、そんなお客様の相続のお悩みに寄り添いながら、
ご親族で末永く仲良く暮らしていただくための
「相続対策」をサポートさせていただきます。

「相続対策」には**2つの意味**があります。

一つ目は「**相続**」そのものの対策です。

相続される財産や債務には何があるか？相続人は誰か？また誰が何を相続すべきか。
杉本総合会計ではご依頼人の現状をお聞きし、ご親族が末永く仲良く暮らすために
ご依頼人と一緒に対策案を検討させていただきます。

場合によっては、弁護士、司法書士、行政書士といったエキスパートとタッグを組み
対応していきます。

二つ目は「**相続税**」対策です。

基礎控除額以下の財産の場合は、申告も相続税の支払も不要です。

逆に多額の財産をお持ちの場合、高額な相続税が発生します。

現預金や生命保険などは金額が明瞭なので把握しやすいのですが、
土地や建物といった不動産や会社の自社株などは独特の評価方法になり、
金額の予想が難しいことも多々あります。

杉本総合会計では「**相続税簡易試算**」といった業務をはじめ、生前贈与、資産活用、
生命保険の活用なども含めたトータルの相続税対策をご提案し、支援いたします。



杉本総合会計

【代表者】杉本浩志
【開業】2006年(平成18年)6月1日
【従業員数】税理士1名含む計9名
【相続税申告実績】
相続税申告件数は33件。
相続の相談・相続税の試算件数は60件以上。
2023年の受注件数は5件



すぎもと ひろし
当事務所所長 **杉本 浩志**
一般社団法人相続支援協会理事長も兼任

「**相続**でお悩みの皆様へ」
相続対策はお済みですか？

まずはお気軽にご相談ください。

**無料
相談会**
随時実施

杉本総合会計 ☎ **077-552-6185**

